

○南部町乳幼児医療費給付条例

平成18年 1 月 1 日

条例第124号

改正 平成18年 6 月13日 条例第224号

平成18年 9 月14日 条例第231号

平成20年 3 月24日 条例第12号

平成20年 3 月31日 条例第19号

平成20年 9 月16日 条例第27号

平成21年 9 月11日 条例第25号

平成24年 9 月18日 条例第20号

平成27年 3 月 5 日 条例第 6 号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって乳幼児の保健の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から1歳に達する日の属する月の末日までの者（以下「乳児」という。）及び1歳に達した日の属する月の翌月の初日から小学校就学の始期に達するまでの者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。以下「幼児」という。）をいう。

2 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者で、現に乳幼児の生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「乳幼児医療費」とは、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するために、その保護者に対して支給する給付金をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（給付の要件）

第3条 乳幼児医療費の給付は、本町に住所を有し、かつ、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児の保護者（規則で定める特別の理由により乳幼児医療費を支払うことが困難であると町長が認めた場合を除き、その者の前年（1月から6月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない乳幼児でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別表に定める額以上の者は除く。）に対しこれを行う。

（申請及び認定）

第4条 前条に規定する要件に該当する者は、乳幼児医療費の給付を受けようとするときは、町長に対し規則に定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し乳幼児医療費を給付する。

（受給資格証）

第5条 町長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。

- 2 受給資格者は、受給資格者が監護する乳幼児（以下「給付対象者」という。）が病院、診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）で医療の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

（給付対象額）

第6条 乳幼児医療費の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額から、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎とな

る額に対する給付対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額(以下「保険者等負担控除後の額」という。)とする。ただし、幼児のうち、4歳に達した日の属する月の翌月の初日から小学校就学の始期に達するまでの者については、保険者等負担控除後の額から、入院については医療機関ごとに1日につき500円、通院については1月につき1,500円を控除した額とする。

(乳幼児医療費の給付方法等)

第7条 乳幼児医療費は、乳幼児が医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療保険各法の規定に基づく一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該受給者に対し乳幼児医療費を支払うものとする。

3 第1項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、乳幼児医療費の支払があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、第4条に規定する申請の内容に変更を生じたとき、又は医療の給付の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、乳幼児医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により乳幼児医療費の給付を受けたときは、その者からその給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 乳幼児医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の名川町乳幼児医療費給付条例（平成5年名川町条例第11号）、南部町乳幼児医療費給付条例（平成5年南部町条例第13号）又は福地村乳幼児医療費給付条例（平成5年福地村条例第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月13日条例第224号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南部町乳幼児医療費給付条例及び南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年9月14日条例第231号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第19号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月16日条例第27号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例の規定による改正後の南部町乳幼児医療費給付条例、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則（平成24年9月18日条例第20号）抄

この条例は、公布の日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成27年3月5日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成27年規則第15号で平成27年8月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

| 扶養親族等又は乳幼児の数（人） | 所得額（円） |
|-----------------|-----------|
| 0 | 2,342,000 |
| 1 | 2,722,000 |
| 2 | 3,102,000 |
| 3 | 3,482,000 |
| 4 | 3,862,000 |
| 5 | 4,242,000 |

備考

- 1 扶養親族等又は乳幼児の数が5人を超える場合の限度額は、扶養親族等又は乳幼児の数が5人の場合の所得額に扶養親族等又は乳幼児の数が1人増すごとに38万円を加算した額とする。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）がある者についての限度額は、上記の金額に次の額を加算した額とする。
 - (1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - (2) 特定扶養親族等1人につき15万円